

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一六―〇―七〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第三の表面を次のように改める。

文書番号

令和 年 月 日

----- 殿

（実施機関の長の官職氏名）

公務災害補償通知書

あなたは、国家公務員災害補償法の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日

別表第四の表面を次のように改める。

文書番号

令和 年 月 日

----- 殿

（実施機関の長の官職氏名）

通勤災害補償通知書

あなたは、国家公務員災害補償法の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日

別表第六の表面を次のように改める。

別表第六（第三十五条関係）
（表面）

第 号 令和 年 月 日交付

国家公務員

災害補償

立入検査証

写真

実施機関名

官職氏名

附 則

この規則は、令和三年五月一日から施行する。